

総合事業 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等について(補足資料)

下記、厚生労働省ホームページ 等をご参照ください。

様式等について

「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

(該当する項目) 2. 指定申請様式等の使用原則化

(1)厚生労働大臣が定める様式等(令和6年3月15日告示分)

厚生労働大臣が定める様式 標準様式

令和6年度介護報酬改定について 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(該当する項目) 体制届出に関する通知・総合事業に関する通知 等

介護保険最新情報 vol.1214「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」等の一部改正について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/0318114448925/ksvol.1214.pdf>

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和6年3月28日事務連絡)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail?gno=20501&ct=020050010>

II-資料5 介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2024/032720041018/20240329_208.pdf

II-資料5 国が示す留意事項では、訪問型・通所型の「高齢者虐待防止措置の実施の有無」、通所型の「業務継続計画策定の有無」は、届出がない場合、自動的に「減算型」とみなすところありますが、本市では「基準型」(*国通知の扱いとは異なります)とみなします。ご注意ください。

(下の表は、上記資料等をもとに作成しています。変更する場合があります。ご了承ください。)

サービス種別	届出項目	書類等
介護予防訪問型サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類なし *下記(*)をご確認ください。
	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	・必要に応じて、(別紙10)訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書 【参考】厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」内の「体制届出に関する通知」をご確認ください。
	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	
	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	
	特別地域加算	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	なし
	口腔連携強化加算	総合事業 訪問型サービスでは、介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表2のトに該当する場合とあります。 【参考】訪問介護では、大臣基準告示第3号の3に該当する場合とあり、(別紙11)「口腔連携強化加算に関する届出書」を添付するとしています。
介護職員等処遇改善加算	・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ・その他、必要な書類 ○尾道市ホームページ「介護職員処遇改善加算等の届出について」内、令和6年度 介護職員処遇改善加算等計画書 の提出について を参照。 https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/31233.html	

介護予防通所型サービス	職員の欠員による減算	★減算ありからなしへ変更する場合に添付 ・要件を満たすことがわかる書類 ・(標準様式) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格者証の写し(欠員解消に係る職員の資格者証)
	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類なし *下記(*)をご確認ください。
	業務継続計画策定の有無	添付書類なし *下記(*)をご確認ください。
	若年性認知症利用者受入加算	なし
	生活機能向上グループ活動加算	なし
	栄養アセスメント・栄養改善体制	・要件を満たすことがわかる書類 ・標準様式 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格者証の写し
	口腔機能向上加算	・要件を満たすことがわかる書類 ・標準様式 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格者証の写し
	一体的サービス提供加算	添付書類なし
	サービス提供体制強化加算	・(別紙14-7)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」 ・要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。
	生活機能向上連携加算	なし
	科学的介護推進体制加算	なし
	介護職員等処遇改善加算	・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ・その他、必要な書類 ○尾道市ホームページ「介護職員処遇改善加算等の届出について」内、令和6年度 介護職員処遇改善加算等計画書 の提出について を参照。 https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/31233.html

(※) 今回の改正で新設された訪問型・通所型の「高齢者虐待防止措置の実施の有無」、通所型の「業務継続計画策定の有無」は、届出がない場合、尾道市では自動的に「基準型」(*国通知の扱いとは異なります)とみなされますのでご注意ください。(* 既存事業所でサービス等の加算・減算に変更が無く届出なかった場合も同様です。また、高齢者虐待防止の実施においては、必要な対応をとり、運営規定に記載する必要があります。運営規定を変更した場合は変更届の提出をお願いします。)
これらの加算を「基準型」とする届出や変更等において、添付書類の提出は求めませんが、もしこれらその措置や計画の策定をしていないにもかかわらず、虚偽の申告で届出したことが後日発覚した場合、指定取消等の行政処分が伴う可能性がありますので、ご承知おきください。